本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。
竹島研究・解説サイト 資料集 https://www.cas.go.jp/ryodo/kenkyu/takeshima/ | 10 |
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

サンフランシスコ平和条約の起草過程と竹島の扱い

No.1 収録資料

1945年(昭和20年) 1949年(昭和24年) 1950年(昭和25年) 1951年(昭和26年) 1952年(昭和27年)

日本

ポツダム宣言受諾、各種の制限
SCAPIN-677等(P4参照)

各種制限の解除
爆撃訓練区域に再度指定

1951年9月8日 サンフランシスコ平和条約調印

1952年4月28日 サンフランシスコ平和条約発効

米国

1947年頃 準備作業開始
米国国務省内で平和条約起草に向けた準備が始まる。

1949年11月2日 米国草案
国務省が草案を作成。日本が保持する島が列挙され、日本が放棄する朝鮮に竹島を含めた

1949年11月シーボルド駐日政治顧問代理が竹島についての意見書を電報(14日)と文書(19日付け)で国務長官宛てに送付

※米国は、一連の関係国との意見交換を踏まえ、対日講和を英国との協力の下で行うことが望ましいと判断。共同草案を作成する方向で、1951年1月頃から米英間で協議を進めた

1949年12月29日 米国草案 No.1
国務省が草案を作成。日本が保持する島に竹島が含められた。この草案の注釈書には、竹島が他国から領有主張があったことのない日本の領土と示されている

1950年8月7日 米国草案 ※簡素化
草案全体の構成が見直され、日本から分離する領域のみを規定する構造になった。条文上、竹島が日本の領域であるとする規定もなくなった

1951年3月23日 米国草案 No.3
放棄する朝鮮に関する条項が、「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関する全ての権利、権原及び請求権を放棄する」とだけ規定された

1951年5月3日 米英共同草案 No.7
領域の条項について、英国草案(日本を線で囲む方式、竹島を線外に置く)は取り下げられ、第2章領域第2条で、「日本は、朝鮮(済州島、巨文島及び鬱陵島を含む。)、[台湾及び澎湖諸島]に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄」と規定された

1951年4月25-5月4日 米英事務レベル協議 No.6
第7回会合(5月2日)で、日本の領土について、英国草案の日本の領域を線で囲む方式が放棄され、日本が放棄する領土のみを記載する米国草案の構造をとることで米英が一致。その上で、島嶼の帰属を明確化するため日本が放棄する朝鮮の島を明記することに合意

1951年4月 英国が提案 No.5
米国草案では日本が放棄する朝鮮に属する島が明記されていないため紛争が起きるという懸念を持って米英事務レベル協議に臨み、米国と協議する中で、朝鮮に属する島の名前の挿入を提案した

1951年6月14日 改定米英共同草案
米英共同草案が改訂され、第2条(a)に、「日本国は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定され、条約署名まで変更されなかった

1951年(昭和26年)7月、改訂米英草案は連合国及び韓国を含む関係国に提示され協議に付されたが、第2条a項の朝鮮放棄規定は、変更されることなく採択された

※米国は、7月19日の韓国の要求を受け調査を行った結果、「ドク島」と「パラン島」を特定できなかったが、8月2日の駐米韓国大使の書簡に「ドク島」の緯度経度が記載されていたため「ドク島」が竹島であると特定できた。

1951年8月10日 韓国の要求を拒否 No.9
韓国政府の要求に対し、米国政府が回答。竹島は朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」としてドク島に関する要求を拒否した(いわゆる「ラスク書簡」。同書簡では、「パラン島」に関する要求は撤回されたものと理解するとされた)

1952年12月4日 ラスク書簡を再通知 No.10
「韓国領の一部である」竹島の上空において米軍機が爆弾投下したとの報告があったことに関する韓国政府の1952年11月10日付の抗議について、米国政府は、竹島の領有認識はいわゆる「ラスク書簡」(→No.9)のとおりと回答

②韓国の要求と米国の回答

英国(英連邦)

1947年8月26日-9月2日 キャンベラ会議 No.2
英連邦諸国が対日講和条約に関する方針を討議。英国は、日本に近接するどの島嶼も領有権に問題が残ることがないよう、慎重に条文を作成することが不可欠と考えていた

1950年4月 講和に向けて活動
J.F.ダレスが国務長官顧問に任命され、講和に向けて活動し始める

1950年9月11日- 対日講和七原則
米国が、草案を作成し、要点を7項目にまとめ、極東委員会構成国に提示

1950年10月24日 豪州の質問に回答
竹島は古くから日本のものと認識されており、引き続き日本が保持する島と回答

1950年10月19日 豪州が質問
対日講和七原則について米国に質問。旧日本領の処分について正確な情報を要求

回答を英国と共有

1951年4月7日 英国草案 No.3
日本の主権の及ぶ範囲を線で囲み、隠岐と竹島の間にその線を引く

1951年4月23日 No.4
英国は、英国草案が日本の領域を線で囲む方式を採用する理由として、領土の帰属について明確な規定としなかった場合の紛争の発生と、それが共産主義国を利する懸念をあげ、米英双方の草案について問題点を認識していた

①サンフランシスコ平和条約の起草過程

韓国

1948年8月15日 大韓民国政府成立

1950年6月 朝鮮戦争勃発

韓国を含む諸国に回付

1951年7月19日、8月2日 韓国政府が草案の修正を要求 No.8
改訂米英共同草案について、朝鮮放棄に関する条項に「ドク島」(竹島のこと)と「パラン島」を加えることを要求

1952年1月18日 韓国による「海洋主権宣言」
いわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、同ライン内に竹島を取り込む。日本を含む各国が海洋の自由に反するとして同ラインの設定について抗議し、日本は同ラインに竹島を取り込んだことについても抗議(P4参照)